事　務　連　絡
令和８年５月 15 日

各｛都道府県／指定都市／中核市｝衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「臓器提供の手続に係る質疑応答集」の一部改正について

臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。）の運用に関しては、平成９年 10 月８日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」（以下「ガイドライン」という。）において定めているところです。

今般、令和７年 10 月８日にガイドラインが改正され、臓器提供を行う施設内に在籍している臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーター（認定ドナーコーディネーター）について規定され、認定ドナーコーディネーターが説明・同意取得等を行うことが可能となりました。

これを受けて、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」（以下「質疑応答集」という。）の一部を別紙　新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

併せて、別添として改正後の質疑応答集全文も送付いたしますので、御活用ください。

なお、本事務連絡の適用日は令和８年６月１日からとします。